

●香川県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、丸亀市選挙管理委員会から平成29年4月1日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成29年4月21日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
丸亀市	略		丸亀市	略	
	丸亀市生涯学習センター	略		丸亀市生涯学習センター	略
	丸亀市川西コミュニティセンター	略		丸亀市民会館	丸亀市大手町2丁目4番20号
	略			丸亀市川西コミュニティセンター	略
略			略		
略			略		